

令和3年度 岡山市給付型奨学金 奨学生募集要項

この奨学金は保護者等が岡山市にお住まいで、高等学校等に在学し、経済的理由により修学が困難な高校生等を対象に、成績審査を行わず、返還不要な奨学金を年度内に1回給付するものです。

この募集要項の内容を保護者の方と一緒によく確認した上で、申請期限までに申請手続きを行ってください。

岡山市給付型奨学金制度の概要	
募集期間	令和3年8月2日（月）から 令和3年9月30日（木）まで
対象	次の資格要件を満たす人
募集人数	資格要件を満たす人全て
給付金額	60,000円（通信制は37,000円）
給付回数	年度内に1回
給付時期	令和3年11月予定

※申請は毎年度必要です。昨年度給付を受けた方も申請してください。

岡山市こども福祉課

給付対象者に該当するか、資格要件を確認してください。

1 資格要件・・・次の全てに該当する人

基準日において（基準日は、令和3年7月1日。秋入学の学校の場合は入学日。）

- (1) 保護者等が岡山市内に居住している人
- (2) 高等学校等に在学している人
- (3) 学業を続けようとする意志のある人

かつ、当該年度において、

- (4) 世帯に属する人全員の令和3年度の市町村民税所得割額が0円の人

※生活保護世帯に属する人、児童養護施設等で特別育成費が支弁されている人は対象外です。

- (5) 高等学校等に入学した年度の4月1日時点において17歳以下である人



よくある質問と回答（資格要件）

Q 1	高等学校等とはどの範囲を指しますか？
A 1	本奨学金の対象としている高等学校等とは、「高等学校」、「中等教育学校後期課程」、「高等専門学校第1～3学年」、「専修学校高等課程（修業年限が3年以上）」です。「特別支援学校」は対象外です。
Q 2	保護者等とは誰のことをいうのでしょうか？
A 2	保護者等とは、原則、親権者になります。親権を行う者がいないときには未成年後見人（法人未成年後見人や児童相談所長等を除く）となります。親権者、未成年後見人がおらず、申請される方が主として他の者の収入により生計を維持している場合、当該「他の者」になります。
Q 3	「基準日において岡山市に居住している」とは岡山市に住んでいればよいと

	ということですか？
A 3	<p>原則として、基準日までに岡山市に住民登録をする必要があります。基準日に岡山市内に居住し、住民票がある人が対象です。</p> <p>ただし、以下のような「特別な事情」がある場合は、こども福祉課までご相談ください。</p> <p>○保護者が単身赴任や療養、親族の介護等の理由により、やむを得ず本来の世帯を離れて別居している場合</p> <p>○DV等のため、住民基本台帳事務による支援措置を受けている場合</p> <p>※「特別な事情」に当たる場合、そのことが分かる書類の提出をお願いすることがあります。</p>
Q 4	学業を続けようとする意志はありますが、この先1年間休学する予定です。申請は可能ですか？
A 4	<p>学業を続けようとする意志とは、申請される方の意志とともに、在学証明書兼推薦書による在学校の証明により確認を行います。</p> <p>基準日時点において当該年度中の休学や退学、停学が決まっている場合、その年度においては学業を続けることができないため、学校推薦を得ることができず、申請はできません。</p>
Q 5	世帯に属する人とは、住民票上の世帯を指しますか？
A 5	住民票上の世帯に加え、単身赴任等で別居している家族等、生計を一つにしている方についても対象になります。
Q 6	「市民税所得割額」はどのように確認できますか？
A 6	<p>市民税が給与から引かれている人は、毎年6月頃に会社を通じて配布される「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」、それ以外で市民税を納付している人は毎年6月頃に市から送付される「市民税・県民税 税額・納税決定通知書」で確認できます。</p> <p>※「源泉徴収票」では「市民税額」の確認はできません。</p>
Q 7	他の奨学金制度を受給している場合、岡山市奨学金の申請は可能ですか？
A 7	可能です。本奨学金は、給付型・貸与型を問わず他の奨学金行うことができますが、他の奨学金制度について、併用が可能かどうかは個別にご確認ください。

申請書類を確認してください。

2 申請に必要な書類

必ず提出するもの	①	岡山市給付型奨学金申請書（様式1号）	岡山市ホームページまたは在籍している学校から入手してください。
	②	在学証明書兼推薦書（様式2号）	現在在籍している学校で証明を受けてください。
	③	世帯全員の住民票の写し（続柄入りのもの） ※窓口で取得するものを「住民票の写し」といいます。コピー不可。	<u>基準日以降</u> に発行された、申請者と同一の世帯に属する方、単身赴任等で別居しているが生計を同一としている方のもの ※保護者等が岡山市に住民登録されていることが必要です。
	④	世帯全員の令和3年度の「市（区町村）民税課税証明書」 ※右下の摘要欄に「 <u>課税資料なし</u> 」の記載がないもの。記載がある場合は各市税事務所で申告を行ってください。	④で提出する住民票に記載されている世帯員全員の課税証明書を提出してください。 ※ただし、令和3年4月1日時点で18歳未満かつ就学している人及び、義務教育就学前の人の課税証明書の提出は不要です。 ※令和3年1月1日時点で住民登録のあった自治体から入手してください。
	⑤	①で記入した振り込みに使用する口座の写し	支店名、口座番号のわかるページ（表紙をめくった1ページ目）をコピーし、提出してください。
	⑥	申請者（高校生等）の健康保険証の写し	記号・番号・保険者番号を黒塗りし提出してください。

※その他、審査のために表に記載のある書類以外の提出をお願いすることがあります。

※同一世帯で複数人の申請を行う場合は、2人目以降の申請書類について、③・④についてはコピーしたものを提出して差し支えありません。

※①、②について、岡山市所定の様式となります。ホームページからダウンロードいただくか、在学校におたずねください。

※書類に不備がある場合、追加書類の提出、訂正を依頼する場合があります。①に記載した連絡先で着信可能な状態にしておいてください。電話で修正を依頼した場合、または、電話で連絡がつかず郵送等で修正を依頼した場合について、一定期間経過しても修正・返送がされない場合、給付が不決定となる場合があります。

申請書類を岡山市こども福祉課に期限までに提出してください。

3 申請書類の提出期限及び提出先等

(1) 提出先、提出方法

申請書類を全てそろえて、郵送もしくは持参で岡山市こども福祉課に提出してください。

※在籍している学校でとりまとめは行いませんので、必ずこども福祉課へ直接提出をお願いします。

(2) 提出期限

令和3年9月30日（木） 必着

※提出にあたっての注意

郵送で提出する場合、封筒に必ず申請者の氏名・住所を記載してください。また、郵便料金が不足している場合は受け取りできない場合がありますので、必ず不足がないように確認の上、切手を貼付してください。



よくある質問と回答（提出書類、申請）

Q 8	奨学金の振込口座について、誰の口座でもよいのですか？
A 8	原則、申請者本人の口座です。口座開設できないなどのやむを得ない事情がある場合についてのみ、保護者等の口座を記載してください。 口座について、10年以上出入金等の取引がない場合、「休眠口座」として振込み等ができなくなっていることがあります。この場合は、金融機関の窓口で、休眠を解除していただく必要があります。 また、振込口座は現存する金融機関を指定してください。廃止や統廃合により現存しない場合、振り込みができません。
Q 9	通信制高校とサポート校に在籍していますが、両方の在学証明書兼推薦書が必要ですか？
A 9	通信制高校とサポート校に在籍している場合は、通信制高校の在学証明書兼推薦書のみを提出してください。
Q 10	その他の書類はどのようなものを求められることがありますか？
A 10	親権者が未成年後見人である場合、戸籍謄本の写し、DVを受けて親権者一方の書類提出ができない場合そのことを証明する書類等が考えられます。 また、2020年中に国外での収入があった人が世帯にいる場合、その人の給与明細や収入証明書等、その期間の収入が分かる書類が必要です。
Q 11	提出した書類は返却してもらえますか？
A 11	提出いただいた書類は結果、理由を問わず返却いたしません。こども福祉課において、適切な方法で保管・処分を行います。

決定・給付

4 審査及び結果通知

岡山市が申請書類及び資格要件を確認し、奨学生を決定します。奨学生の決定後、決定・不決定に関わらず、申請者全員に文書により結果を通知します。

書類に不備がある場合、追加書類の提出、提出いただいた書類の訂正を依頼する場合があります。

結果通知は、10月下旬～11月初旬に発送予定です。

5 給付

11月下旬の給付（申請口座への振込）を予定しています。

学校種別	金額
通信制以外	60,000円
通信制	37,000円

6. 奨学生の届出義務、奨学金の決定取消・返還

6 届出の義務

申請後及び給付決定後、下記の事項にあてはまる場合は、速やかにこども福祉課へ電話等でお知らせください。届出に必要な様式を郵送します。

- (1) 申請者が奨学金の給付を受ける前に死亡したとき
- (2) 申請者が奨学金の給付を辞退するとき

7 給付決定の取消

奨学金の給付決定を受けた場合においても、下記の事項にあてはまる場合、奨学金の給付決定の取り消しを行います。

- (1) 偽りその他不正な手段により決定を受けたとき
- (2) 申請者が奨学金の給付を受ける前に死亡したとき
- (3) 申請者が奨学金の給付を辞退したとき

8 奨学金の返還

既に給付決定され、奨学金が給付されたのちであっても、7(1)～(3)に該当した場合は、給付決定を取り消し、奨学金全額の返還を求めます。申請書類に誤りや偽りが無いよう留意し、6に規定する届出の義務が発生した場合は遅滞なく、確実に届出を行ってください。虚偽等不正な申請を行った場合、届出事項が発生したことを故意に隠蔽するなど悪質と認められる場合は、法的手段の行使も検討します。

6. 書類の提出先及び問い合わせ先

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市役所こども福祉課（奨学金担当）
電話：086-803-1221

受付・問い合わせ時間 午前8時30分～午後5時15分
※土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く。



申請書等様式のダウンロードは
岡山市ホームページから行えます。

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000021677.html>